

八王子市教育委員会

学校名 八王子立 第四小学校  
校長名 石倉 富男 公印

令和8年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

人権尊重の精神を基調として、児童に心・技・体ともに調和のとれた品格と教養を育む。児童一人ひとりのウェルビーイングを大切にし、持続可能な社会の創り手として地域・社会に貢献できる力を育成できるよう次の児童像を掲げてその育成に努める。

- ◎すすんで学び よく考える子(知)
- 心豊かで みんなのために働く子(徳)
- 健康でいのちを大切にする子(体)

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

○ア 確かな学力の育成

- ①9年間を見通した系統的な学習指導により、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、児童一人ひとりの確かな学力を育成する。
- ②主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を推進し、問題解決型の学習を確立することで思考力・判断力・表現力等を養い、学びへの意欲と達成感を育む。
- ③ICT教材を日常かつ効果的に活用し、個別最適な学びと協働的な学習を推進することで、ICTを活用した新たな学びの創造をめざす。

イ 豊かな心の育成

- ①教育活動全体を通じて、児童同士の相互理解と信頼関係を深め、協働する力と豊かな人間性を育成し、多様性を認め合う共生社会実現の素地を養う。
- ②児童が普遍的な道徳心や規範意識を身に付け、社会の変化に自ら対応できる能力を育成する。道徳を要として学校の教育活動全体を通じて道徳性の涵養を図る。
- ③自他の生命を尊重する意識を向上させ、思いやりの心や社会性を醸成し豊かな心の育成を図る。

ウ 健やかな体の育成

- ①健康や安全に関する意識を高め、保健指導・食育指導を充実させ、体育の授業等を中心に日常的に体力向上に取り組み、家庭と連携して児童の健全な発育とウェルビーイングの向上を促す。

エ 不登校児童への支援

- ①「つながるプラン」に基づき、不登校児童が安心して過ごせる環境を整備し、安全で温かみのある学校づくりを推進する。児童の特性やニーズに応じたきめ細やかな支援体制を確立する。

オ いじめ防止等の取組

- ①毎週いじめ対策委員会を実施し、迅速かつ組織的な対応と未然防止を徹底する。多様性を尊重し、いじめを許さない学校風土を醸成する教育活動を計画的に実施する。

カ 特別支援教育の充実

- ①個々の児童の多様な教育的ニーズを的確に把握し、インクルーシブ教育の視点に立った組織的な支援体制を確立する。全教職員の共通理解の下、互いの特性を尊重し、認め合う心をもった児童の育成に努める。

キ 小中一貫教育のさらなる充実 【第五中学校グループ(第一小・第四小)】

小学校段階で育てたい児童像「すすんで学びよく考える子 心豊かでみんなのために働く子 健康でいのちを大切にする子」を共有し、共通目標「より高い人間性をめざす人・学び続ける人・健康で生命を大切にする人」を実装する。教職員の創意と工夫でこれまでの連携から合同・一体の学習活動の取組にアップデートし、学校行事等を起点にさらなる小中一貫教育の充実を図る。

## 2 指導の重点

### (1) 各教科等

#### ア 各教科（外国語活動を含む）

- ①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進し、全国学力調査や八王子市学力定着度調査等を活用して、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図る。
- ②「かがやきタイム」（朝学習）や放課後補習の実施により基礎学力の定着を図るとともに、自ら学ぶ意欲を高める。
- ③中学校との系統性を踏まえた指導計画に基づき、ALTを活用した外国語教育を展開し、コミュニケーション活動の充実や、実社会とつながる実践的な言語活動を実施する。
- ④高学年で教科担任制を充実させ、専門性の高い指導で授業の質を向上し、児童の理解を深める。
- ⑤ICT機器やデジタル教材を、各授業の中で日常のかつ効果的に活用し、個別最適な学びと協働的な学びを実現する。

#### イ 総合的な学習の時間

- ①地域の歴史や日本遺産、伝統文化等に関する探究活動を行う。地域の方々との交流や調査活動を通して、郷土への理解と愛着を深め、持続可能な社会の創り手としての意識を醸成する。
- ②児童が地域の自然環境や社会的事象について主体的に課題を設定し、実社会とつながる学びを重視した体験的な学習を通して、考えを整理・分析し、表現する力を育成する。
- ③地域交流活動、郷土学習、環境保全学習等、発達段階に合わせて長期休業中も活用した年間計画を作成し、児童の主体的・対話的で深い学びを推進する。

#### ウ 特別活動

- ①縦割り班活動や異年齢交流を通じて、上級生が下級生を支える関係性を構築し、互いの多様性を認め合う尊重の精神、思いやりの心、帰属意識を育む。
- ②学級活動や集団宿泊行事を通じて、健全な生活態度の形成と個々の成長を促し、集団生活における役割や責任、コミュニケーション能力を総合的に育成する。
- ③クラブ活動では、児童の興味・関心を追求し、自主的・実践的な態度を育成することで、個性の伸長と社会性、協調性を育てる。
- ④学校行事を通して学校生活に秩序と変化をもたせ、集団への所属感と達成感を深め、児童の成長を実感させる。

### (2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

- ①いじめ問題など身近な道徳的課題に、児童が主体的に向き合える授業を構築し、生命の尊さや相互理解・寛容を重点とし、深く考える力を育む。
- ②別葉で示す年間計画をもとに、学校の教育活動全体を通じて計画的・発展的に道徳的価値の自覚を深めさせ、道徳的な心情・判断力・実践意欲及び態度を育成する。
- ③道徳授業地区公開講座等を通じて、家庭や地域と連携を図り、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育をさらに充実させ、共生社会の実現に向けた豊かな心を育む。
- ④「主体的に学び合い、考えを深める児童」の育成をめざし、話し合い活動を通じて道徳的価値を実現するための行動を主体的に選択し、実践する能力を育成する。

### (3) キャリア教育

- ①各学年の特別活動や総合的な学習の時間等を軸に、保護者・地域の方が講師となる「ジョブトーク」等、義務教育9年間を通して八王子駅前地区の地域資源を活用した学びを年間指導計画に位置付けて実践し、児童が主体的に学ぶ態度を育成する。
- ②「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用し、自己の成長を振り返ることで、自己肯定感を高めながら勤労観や職業観を育み、社会で生きる力を養う。

## (4) 特別支援教育

- ①特別支援教育コーディネーターを中核とした支援体制を確立し、学校生活支援シートや個別の教育支援計画を効果的に活用し、児童の実態に応じたきめ細やかな指導を実践する。
- ②スクールカウンセラーや関係機関等の専門家と連携を密にし、定期的なケース検討会等を通じて多角的な視点から具体的な支援の手立てを共有・実施し、組織的な対応力の向上を図る。
- ③特別支援学校との副籍交流や通常の学級との障害者理解教育を計画的に実施し、共生社会の実現に向けた意識を醸成する授業改善や学習環境の整備を推進する。

## (5) 生活指導

## ア 生活指導

- ①家庭と連携し「グッドモーニング 60分」や「がんばりウィーク」の取組を推進し、望ましい生活習慣の定着を図る。
- ②「四小ブランド」(挨拶、地域貢献等)の子どもの育成をめざす。小中で連携して、児童の意見も取り入れながら実態に即したきまりや振る舞いの改善を図り、主体的な生活態度を養う。
- ③避難訓練、交通安全教室、セーフティ教室、SNS等の情報モラル教室、総合防災訓練などを計画的に実施し、子どもが自ら危険を予測し回避できる能力を育成する。
- ④「生命(いのち)の安全教育」を基に、養護教諭等と連携し、発達段階に応じたいのちに関する指導を計画的に行う。

## イ いじめ防止等の取組

- ①全児童を対象としたいじめ調査等を定期的に行い、学校いじめ対策委員会と合わせて全職員が情報共有し未然防止に努める。
- ②SCや個人面談等、小さな変化を見逃さない相談体制の充実を図り、早期発見に努める。
- ③「いのちの大切さを共に考える日」を設定し、計画的にいじめ防止に関する取組を展開し、多様性を認め合い、互いの良さを尊重し合える学校風土を醸成する。

## ウ 不登校児童への支援等

- ①新たな不登校をつくらぬよう個票システムを活用して兆候をつかみ、月に1回の登校支援会議を中心に情報を共有し未然防止に努める。
- ②関係機関と連携し、教育的ニーズに応じた適切な指導と支援体制を強化する。
- ③別室対応を行うクリサリススペース等を活用し、特性に寄り添った多様な学びの場を提供することで、児童が社会的自立に向けて前向きに取り組める環境を広げる。

## (6) 学力保障の取組(はちおうじっ子ミニマムの取組)

- ①「かがやきタイム」や放課後補習、漢字検定等を実施し、基礎学力の定着を図る。
- ②1人1台の学習用端末におけるデジタルドリル等の活用により、個に応じた指導を充実させ、家庭学習や自主学習の習慣化を推進する。

## (7) 特色ある教育活動

## ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

- (取組1)年間を見通した小中一貫教育の取組「はちおうじっ子サミット(いじめ防止)」について、児童会・生徒会の合同会議を行う。また、中学校合唱コンクール、体育大会等の合同競技、中学生による小学校の運動会運営参画、部活動・地域クラブ体験等を行う。
- (取組2)学力定着プロジェクトチームを中心とした各教科等の指導の改善を行い、学力の定着・向上をめざす。またドリル型学習コンテンツを活用し、個別最適な学習環境を充実させる。
- (取組3)各学期に一度行う小中一貫教育の日では、児童・生徒の情報を共有し話し合う協議会を設定し、小・中教職員の共通理解を深める。
- (取組4)「地域の子どもは地域で育てる」視点を基に、年に3回行われる青少年対策第五地区委員会主催のクリーン活動では、児童・生徒、地域、小・中教職員が一丸となって参加する。

## イ その他

- ①「保・幼・小の架け橋期のカリキュラム」を活用し、保幼小の連携を深める。スタートカリキュラムを充実させ、円滑な接続と継続した教育活動を行う。
- ②地域の歴史や伝統を体験できる学習活動を行い、地域と連携した共生社会の実現をめざす「第四小学校レガシー」を継承・発展させる。地域行事への参加や美化活動により地域愛を育む。
- ③学校運営協議会を中心に保護者や地域と「共育(ともいっく)」を推進する。
- ④1人1台の学習用端末を日常的かつ効果的に活用し、6年間を通して系統表を基に情報活用能力を育成するとともに、持続可能な社会の創り手としての資質を養う。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
1	17	18	22	15	0	19	21	19	19	16	17	17	200
2	18	18	22	15	0	19	21	19	19	16	17	17	201
3	18	18	22	15	0	19	21	19	19	16	17	17	201
4	18	18	22	15	0	19	21	19	19	16	17	17	201
5	18	18	22	15	0	19	21	19	19	16	17	18	202
6	18	18	22	15	0	19	21	19	19	16	17	17	201
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1学年は、始業式及び卒業式に出席しないため2日減とする。</li> <li>・第2学年、第3学年、第4学年は、卒業式に出席しないため1日減とする。</li> <li>・第6学年は、修了式の日授業を行わないため1日減とする。</li> <li>・夏季休業日7月23日から8月31日までとする。</li> <li>・10月1日都民の日を授業日とする。</li> </ul>												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表（1単位時間は、45分とする。）

領 域		学 年					
		1	2	3	4	5	6
各 教 科	国 語	306	315	245	245	175	175
	社 会			70	90	100	105
	算 数	136	175	175	175	175	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
	外 国 語					70	70
	小 計	782	840	805	840	875	875
特別の教科 道徳		34	35	35	35	35	35
外国語活動				35	35		
総合的な学習の時間				70(10)	70(10)	70(10)	70(10)
特別活動（学級活動）		34	35	35	35	35	35
総 計		850	910	980(10)	1015(10)	1015(10)	1015(10)

備 考

ア その他の授業時数

区分		学年					
		1	2	3	4	5	6
児童会活動	児童会集会活動	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3
	委員会活動					11	11
クラブ活動					12	12	12
学校行事		32	32 1/3	37 1/3	37	56 1/3	60 1/3
学級・学年裁量の時間		15	2 1/3	2 1/3	2	2	2

イ 1 単位時間

- ・1 単位時間は45分とする。
- ・クラブ活動は、第4 学年から第6 学年で1 単位時間を45分として、年間で12回実施する。

ウ 各教科等の授業時数の確保に関する手だて

- ・短い時間を活用した教科指導を毎週火曜日、木曜日1 回15分で実施する。
  - 第1 学年 15分を45回で15単位時間実施（9月より実施）（国語10時間、算数 5 時間）
  - 第2 学年 15分を72回で24単位時間実施（国語14時間、算数10時間）
  - 第3 学年 15分を72回で24単位時間実施（国語14時間、算数10時間）
  - 第4 学年 15分を72回で24単位時間実施（国語14時間、算数10時間）
  - 第5 学年 15分を72回で24単位時間実施（国語14時間、算数10時間）
  - 第6 学年 15分を72回で24単位時間実施（国語14時間、算数10時間）
- ・各学年における増加時数理由
  - 6月1日・2日 第5 学年 2 時間増とする。（移動教室）
  - 6月29日 第5 学年 第6 学年 1 時間増とする。（効率的・効果的に行う学習活動の実施）
  - 7月8日 第6 学年 1 時間増とする。（効率的・効果的に行う学習活動の実施）
  - 7月11日 第6 学年 1 時間増とする。（移動教室）
  - 10月14日 第5 学年 第6 学年 1 時間増とする。（学校行事）
  - 10月19日 第5 学年 第6 学年 1 時間増とする。（学校行事）
  - 11月16日 第5 学年 第6 学年 1 時間増とする。（効率的・効果的に行う学習活動の実施）
  - 12月9日 第5 学年 第6 学年 1 時間増とする。（効率的・効果的に行う学習活動の実施）
  - 2月22日 第5 学年 第6 学年 1 時間増とする。（効率的・効果的に行う学習活動の実施）
  - 3月10日 第5 学年 第6 学年 1 時間増とする。（効率的・効果的に行う学習活動の実施）

エ 長期休業中に位置付ける各教科等の授業時数及び内容

- ・総合的な学習の時間（郷土学習における調査活動）を10時間長期休業中に位置付ける。
  - 第3 学年「八王子のひみつをさぐる（10時間）」
  - 第4 学年「進め！浅川探検隊（10時間）」
  - 第5 学年「人と人がつながり合う街（10時間）」
  - 第6 学年「八王子の歴史（10時間）」

オ 授業時数に位置付けない教育活動

- ・全学年毎週金曜日、始業時間前に朝読書（15分間）を行う。
- ・学年の実態に応じて補習を行う。第1・第2・第3 学年は、木曜日を基本に実施する。第4・第5・第6 学年は、可能な範囲で学期に2 回程度実施する。

カ その他